

自動車（軽自動車を除く）をお持ちで住所を変更された方へ

個人用

～5月に自動車税種別割納税通知書を新住所でお受け取りになるために～

☆3月末日までに運輸支局等で車検証の住所変更手続きが必要です。
(住民票の異動手続きとは別にお手続きが必要です。)

※道路運送車両法では、住所変更後15日以内に、車検証を変更しなければならないとされています。

☆車検証の住所変更手続きが間に合わない場合

→県のホームページから3月末日までに「納税通知書の送付先変更手続き」をしてください。

(4月以降に手続きされた方は、翌年度から送付先が変更になります。)

栃木県 自動車税 住所変更	検索
---------------	----



車検証の住所変更はできませんので、速やかに運輸支局で手続きしてください。

※運輸支局で車検証の住所変更を行うまでの間、一時的に納税通知書の送付先を変更するものです。

(車検証の住所変更を行わないと、運輸支局からの情報により車検証の住所に戻ることがあります。)

※納税義務者(登録名義人)本人のみ申請できます。

※住民登録がある住所以外へ変更することはできません。

※裏面の県税事務所または自動車税事務所へお電話にて申請することもできますが、電話がつながりにくい場合がございますので、県のホームページからの手続きをお願いします。



☆郵便局への郵便物転送のための届出は、インターネットでできます。

(納税通知書が転送されます。)

郵便局 e 転居	検索
----------	----

〈納税通知書送付先変更のお問い合わせ〉

宇都宮県税事務所	0 2 8 - 6 2 6 - 3 0 2 9	(宇都宮市・上三川町)
鹿沼県税事務所	0 2 8 9 - 6 2 - 6 2 0 1	(鹿沼市・日光市)
真岡県税事務所	0 2 8 5 - 8 2 - 2 1 3 5	(真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町)
栃木県税事務所	0 2 8 2 - 2 3 - 3 4 1 1	(栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町)
矢板県税事務所	0 2 8 7 - 4 3 - 2 1 7 1	(矢板市・さくら市・那須烏山市・塩谷町・高根沢町 那珂川町)
大田原県税事務所	0 2 8 7 - 2 3 - 4 1 7 1	(大田原市・那須塩原市・那須町)
安足県税事務所	0 2 8 3 - 2 3 - 1 4 1 1	(足利市・佐野市)
自動車税事務所	0 2 8 - 6 5 8 - 5 5 2 1	
自動車税事務所佐野支所	0 2 8 3 - 2 0 - 6 1 1 1	

〈車検証住所変更のお問い合わせ〉

栃木運輸支局 (宇都宮・那須ナンバー)	0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 1 9	→	応答があったら「0 3 7」をプッシュするとオペレータにつながります。
佐野自動車検査登録事務所 (とちぎナンバー)	0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 2 0	→	応答があったら「0 3 7」をプッシュするとオペレータにつながります。